

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号） （傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>第一章 総則</p> <p>第二条 (略)</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、法及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 「標準デジタルテレビジョン放送方式」とは、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第三章に定める標準方式に準拠する方式をいう。</p> <p>十二 「標準衛星デジタルテレビジョン放送方式」とは、デジタル放送の標準方式第五章第二節に定める標準方式に準拠する方式をいう。</p> <p>十三 「広帯域伝送デジタル放送方式」とは、デジタル放送の標準方式第六章第三節に定めるに係る標準方式に準拠する方式をいう。</p> <p>第三条～第八条 (略)</p> <p>第二章 有線放送設備の技術基準</p> <p>第二節 (略)</p> <p>第二節 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件</p> <p>(入力信号の条件)</p> <p>第九条 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子（総務大臣が別に</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第二条 (略)</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、法及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 「標準デジタルテレビジョン放送方式」とは、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）のうち、地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送に係る標準方式に準拠する方式をいう。</p> <p>十二 「標準衛星デジタルテレビジョン放送方式」とは、デジタル放送の標準方式第五章第二節に規定する衛星基幹放送局に係る標準方式に準拠する方式をいう。</p> <p>十三 「広帯域伝送デジタル放送方式」とは、デジタル放送の標準方式第六章第三節に規定する衛星基幹放送局に係る標準方式に準拠する方式をいう。</p> <p>第三条～第八条 (略)</p> <p>第二章 有線放送設備の技術基準</p> <p>第二節 (略)</p> <p>第二節 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件</p> <p>(入力信号の条件)</p> <p>第九条 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子（総務大臣が別に</p>

告示で定める箇所とする。第十三条及び第十七条において同じ。）における入力信号は、次の表の上欄に掲げる入力信号の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる復調後におけるビット誤り率の値以下でなければならない。ただし、当該ヘッドエンドに係る業務区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送（デジタル放送に限る。以下この条において同じ。）を行う地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送の同時再放送については、この限りでない。

（略表）

第十条～第十二条（略）

第三節 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件

（入力信号の条件）

第十三条 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子における入力信号は、次の表の上欄に掲げる入力信号の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる復調後におけるビット誤り率の値以下でなければならない。ただし、当該ヘッドエンドに係る業務区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送（デジタル放送に限る。以下この条において同じ。）を行う地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送の同時再放送については、この限りでない。

（略表）

第十四条～第二十条（略）

に告示で定める箇所とする。第十三条及び第十七条において同じ。）における入力信号は、次の表の上欄に掲げる入力信号の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる復調後におけるビット誤り率の値以下でなければならない。ただし、当該ヘッドエンドに係る業務区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送（デジタル放送に限る。以下この条において同じ。）を行う地上基幹放送局の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送の同時再放送については、この限りでない。

（略表）

第十条～第十二条（略）

第三節 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件

（入力信号の条件）

第十三条 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子における入力信号は、次の表の上欄に掲げる入力信号の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる復調後におけるビット誤り率の値以下でなければならない。ただし、当該ヘッドエンドに係る業務区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送（デジタル放送に限る。以下この条において同じ。）を行う放送局の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送の同時再放送については、この限りでない。

（略表）

第十四条～第二十条（略）

別図第一～別図第八 (略)

別図第一～別図第八 (略)